

<p>個人情報保護制度運営審査諮問書</p> <p style="text-align: right;">恵総総第 号 平成27年4月10日</p> <p>恵庭市情報公開・個人情報保護審査会 会長 亀石和代様</p> <p style="text-align: right;">恵庭市長 原田 裕 印</p> <p>恵庭市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定により個人情報保護制度の運営審査事項について諮問いたします。</p>	
<p>諮問事項の区分</p>	<p><input type="checkbox"/> 本人以外のものからの収集(第7条第3項第6号)</p> <p><input type="checkbox"/> 思想、信条及び信教に関する個人情報その他社会的差別の原因となる個人情報の収集(第7条第5項第2号)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用(第9条第1項第4号)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 外部提供(第9条第1項第4号)</p> <p><input type="checkbox"/> オンライン結合による提供(第10条第2項)</p> <p><input type="checkbox"/> 開示をしないことができる個人情報の判断(第18条第5号)</p>
<p>諮問事項に係る個人情報の件名又は内容</p>	<p>えにわプレミアム付商品券事業に係る住民基本台帳情報の目的外利用及び外部提供について</p>
<p>諮問内容</p>	<p>国の地域住民生活等支援事業の交付金を活用し、地域振興に貢献する商店等において共通して使用できるプレミアム付商品券を発行し、地元の消費拡大及び地域経済の活性化に資することを目的とした「えにわプレミアム付商品券事業」を経済部において実施します。</p> <p>また商品券の販売にあたり、全市民が公平に購入できる対応として世帯主に対し個別に購入申込書の発送を検討しております。</p> <p>その際に、購入申込書の発送及び世帯状況を確認して販売するにあたり、全市民の世帯状況の情報が必要となり、同情報の取得には住民基本台帳の情報を活用しデータでの処理が必要です。</p> <p>上記の利用において住民基本台帳のデータを選択的に抽出して独自に使用が可能な一覧等を作成することは、住民基本台帳法の趣旨を超え目的外利用にあたるため審査会に諮問するものです。</p> <p>また、文書の封入封緘作業を外部に委託するため、その際の外部利用について審査会に諮問するものです。</p> <p>なお、DV支援措置対象者の情報については、住民基本台帳法の閲覧等の取扱いに準じ、対象者の情報が加害者に漏洩しないよう配慮し、送付することを検討しております。</p> <p>【抽出情報】 恵庭市内在住の世帯の基本情報 住所・方書、氏名(漢字・カタカナ)、生年月日、性別、管理番号</p>
<p>主管課</p>	<p>生活環境部 市民課</p>

えにわプレミアム付商品券 事業概要

事業主体	恵庭市
発行総額	6億4千万円程度
券額面	1,000円、500円
券の販売額	1,000円券×11枚+500円券×2枚で1冊とし、10,000円で販売
プレミアム率	20%
販売部数	54,000冊程度
購入限度	世帯ごとに購入限度を設定し、市内全ての世帯で購入可能な配慮を行う 単身世帯 12,000円分(10,000円) その他世帯 24,000円分(20,000円) 一定期間までに売れ残りが出た場合は、先着順による2次販売を行う
販売方法	市内全世帯へ購入申込書を送付し、申込書と引き換えで販売する ○購入申込書記載内容 ・世帯主の住所、氏名 ・購入限度額 ・券種や注意書き ほか
販売日	6月中旬から販売開始
販売場所	市役所、市民会館、公民館、恵庭RBPで計画中
使用期間	7月1日(水)～12月31日(木) 6ヶ月間